

## H19 年度～H29 年度入学生用

## 公認心理師になるために必要な科目と本研究科開講科目との照合について

公認心理師法 附則第二条第一項第一号及び第二号における特例措置により公認心理師となるために必要な科目として定められているのは、①⑩を必須として、②～⑤の科目のうち2科目、⑥～⑨のうち2科目とされています。以下の表に、①～⑩の科目に対応するとみなされる本研究科にて開講された科目を記してありますので、自分が履修した科目を確認ください。該当する科目がない場合は、5年以上の心理分野の実務プラス講習を受けて受験することになります。

【H19 年度～H29 年度入学生】	
公認心理師に関する科目と本研究科における科目の対応について	
公認心理師法における必要な科目名	本研究科における対応科目
①保健医療分野に関する理論と支援の展開	臨床精神医学特論、医療心理臨床論、臨床精神薬理学特論
②福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉心理臨床論、発達障害者心理臨床論
③教育分野に関する理論と支援の展開	青年期心理臨床論、学校心理臨床論
④司法分野に関する理論と支援の展開	臨床心理関連行政論、司法・矯正心理臨床論 被害者支援論
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業心理臨床論、成人・老年期心理臨床論
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I
⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接演習 I、児童期心理臨床論、遊戯療法論、認知行動療法論、臨床心理学入門、臨床動作法論
⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	コミュニティ心理学特論、 集団心理臨床論、生活環境特論 エスノグラフィック心理臨床論 家族療法論
⑨心の健康教育に関する理論と実践	ストレスマネジメント論
⑩心理実践実習	臨床心理地域援助実習 I、II、III、IV

科目名等誤植があった際には改訂版を更新します。(平成 29 年 10 月 20 日)  
入学年度に誤植があったため、改訂版を更新しました。(平成 30 年 10 月 1 日)